時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千八百二十四號
明治廿六年十一月廿八日火曜日
舊曆癸巳十月廿一日（己、巳）
日出午前六時三十一分　日入午後四時二十七分
月出午後九時十三分　月入午前十一時三分
滿潮午前八時十二分　午後八時三十八分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘　一箇月　前金五拾錢　三箇月　前金壹圓四拾五錢　六箇月　前金貳圓八拾五錢　一箇年　前金五圓六拾錢　月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金、一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯徳、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず偶ま時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け書送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

尙武の弊

維新の後西洋文明の浸漸と共に讀書究理のことと頓に世間一般の流行となり從來武を以て一身の職務となしたる士流の子弟も佩刀と共に武骨の風を脱して文事の一方に偏し其極日に體力の消衰するを念はず只管學問に志して遂に精神と身體との權衡を失ひ恰も劍と鞘と連合はずして相損する有樣となりしかば世の識者は其弊の決して等閑に付す可らざるを悟り種々矯正の方を講ずる其中にも全國徵兵の法を布き貧富貴賤の別なく苟も國民たる者は悉皆これを兵籍に編入し自他平等一度は必らず兵員たらざる可らざることと定めたらば由て以て間接に直接に國民の體力を養ひ瘦弱嫩懦の弊を矯むるの効あると同時に兼て護國の用をも爲す可しとの趣意を唱へ時の政府も此邊に見る所ありしことならん遂に全國兵の法を實際に施すに至れり爾來尙武の風は體育の論と共に漸く振起して官私學校の生徒も亦銃を肩にし將た各地方に軍人優待の會合あるなど氣勢一變の色を呈するに至りたるは本來我輩の願にして敢て間然する所なしと雖も人間萬事すべて其事の由て起りたる所以の根源を忘却するときは其末輪に至り思はざる間違を生ずること往々にして尙武論も亦その一例なるが如し當初識者の所見は我國を以て尙武一偏の國となすの意は更になく唯その氣風を盛にしたらば自から國民の體質を剛壯ならしむ可しとの考に外ならざりしに說の俗間に轉々する際その本旨は全く誤解せられて體力養成は單に尙武の風となり軍人の優待は變じて武人の得意となる等奇妙なる現象を呈するに至りしこそ意外なれ過般西國の或る地方に於て陸軍の實地演習を催はしたる際某地方官は演習に付一般の心得書なるものを管下に配付せりといふ取て之を見るに都て二十何箇條にして其中特に奇なる箇條を擧ぐれば

一軍隊に對しては誠實を旨とし決して輕薄の振舞ある可らず

又軍隊に販賣す可き物品は平常の價額により決して高利を貪る可らず

又室內外の掃除并に便所等を淸潔にす可し

但時機によりては假便所を設く可し

又見苦しき疊建具は可成注意す可し

又床ある室には掛物を懸く可し

第一條の誠實輕薄云々とは果して何事なるや小學に用ふる修身書中にもある可きことにして苟も同類の人間に對して云ふ可き言に非ざるは申すまでもなきことなり其次に軍隊に販賣す可き物品は云々とあれども物に一定不變の價なきは今更云ふに及ばず田舍の村落に幾千の兵員一度に宿泊するときは忽ち諸物品の不足を生じて頓に需用供給の釣合を失ふが故に偶然物價の騰貴するは勿論のことにして經濟の定則は動かす可らず且つ高利を貪るは商人の本色にして其高利を貪るに素より誰彼の差別はある可らず若しも軍人に對して利を貪ることを許さゞれば官吏に對しても亦同樣ならん此の如くんば到底商人の立行く道はなかる可し其次の但書には時機により假便所を設く可しとあり是れは貧窮人にして其便所の極めて不潔なるときは體裁甚だ宜しからざるが故に假便所を設く可しとの意ならんなれども夫れ程の貧窮人が假令ひ粗造にもせよ若干の時間と資財とを以て軍人の爲めに特に新規のものを造ることは決して容易ならざる可し其次に見苦しき疊建具は可成注意す可しとあり注意とは如何にも漠然たる言葉なれども凡そ人間の家に居るに自から好んで粗末なる疊建具を用ふる者はある可らず貧困にして家內の造作などに手の行屆かざるより已むを得ず辛抱するものなり然るに一夜軍人の宿泊の爲めに疊の表替障子の張替をも爲さざる可らずとは隨分困却の次第ならん其次の掛物云々に至ては萬人の觀る所唯奇々妙々意外千萬なる心添と云ふの外ある可らず但し右の條々は其標題にもある如く一般の心得書にして法律規則に非ざれば之に遵ふと否とは人々の勝手次第にして唯その奇を一笑す可きのみなれども塞村僻地の愚民の目より視れば知事郡長村長等の手より發したるものは悉く御布令にして素より法律と心得とを區別するの明あるにあらず如何なる不都合のことにても違背す可らざるものとなすは其常にして且つ郡村吏等が各その手柄を顯はさんとして心にもなき不埒を恣まゝにし無告の愚民を恐嚇叱咤することもあらん以ての外のことゝ云ふ可し抑も兵は護國の必要、今の世界に在て國の獨立を謀らんとすれば其國相應の軍備なかる可らざるや勿論と雖も軍備は其國民を護るが爲めの軍備にして愚夫愚婦を壓するの具にあらず萬一にも其權威を恣まゝにして軍人の威張るが如きあらんには國安の爲め文明進歩の爲め我輩は力を盡して其非を辯ぜざるを得ず尙武の風と武人の跋扈とは其間毫髮を容れず注意す可きことにして今の國情たる武力一偏に依賴して我獨立の維持す可らざるは云ふ迄もなき次第なれば深く此邊の事情を察し些末の事と雖も輕々に看過せざらんこと我輩の當局者に望む所なり

官報

○司法省告示第八十三號

裁判所構成法第十三條二項ニ依リ新見區裁判所刑事裁判事務ハ高梁區裁判所ニ於テ大聖寺區裁判所刑事裁判事務ハ小松區裁判所ニ於テ高濱區裁判所刑事裁判事務ハ七尾區裁判所ニ於テ妙寺區裁判所刑事裁判事務ハ和歌山區裁判所ニ於テ赤岡區裁判所刑事裁判事務ハ高知區裁判所ニ於テ之ヲ取扱フ

明治二十六年十一月二十七日　司法大臣芳川顯正

○遞信省告示第二百六十六號

明治二十六年(二月)遞信省告示第四十四號海外電報料金及諸手數料金表第一表中左ノ通改正追加ス

明治二十六年十一月二十七日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

第一表中濠斯太列西亞地方ノ部「ニウ、カレドニア」ノ項ヲ左ノ通改正ス

ニウ、カレドニア (New Caledonia)　―　五・七四二六　―　四・四四二〇

同表中亞非利加地方ノ部「ザンジバル」ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

セイシエルス (Seychelles)　―　―　四・七八五〇　四・九六〇〇

○第二豫備金支出

明治二十六年度第二豫備金支出

第二十七回

一金壹千圓　葡國領事裁判權事件費

葡國政府ト締結ノ條約中領事裁判權ニ關スル條款無效事件ニ關シ之カ電信料トシテ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀外務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月二十二日勅裁ヲ得タリ

明治二十六年十一月二十七日　大藏大臣渡邊國武

雜報

○政府部內硬軟兩派　政府部內に於る硬軟兩派の所見相容れざることは氷炭も啻ならざるに然るに過日は偶然にも相和合して當期の議會を經過し議會終りたる後は或は硬軟兩派の聯立內閣を組織するやも測られずと杯と噂を傳ふる者あり左る事實のあるべしとも思はれざれば之に重きを措く者もなく從て其噂も今は遂